

保安検査基準等改正案に寄せられた意見等に対する対応案

(注：ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その主旨、概要を取りまとめて示しています。)

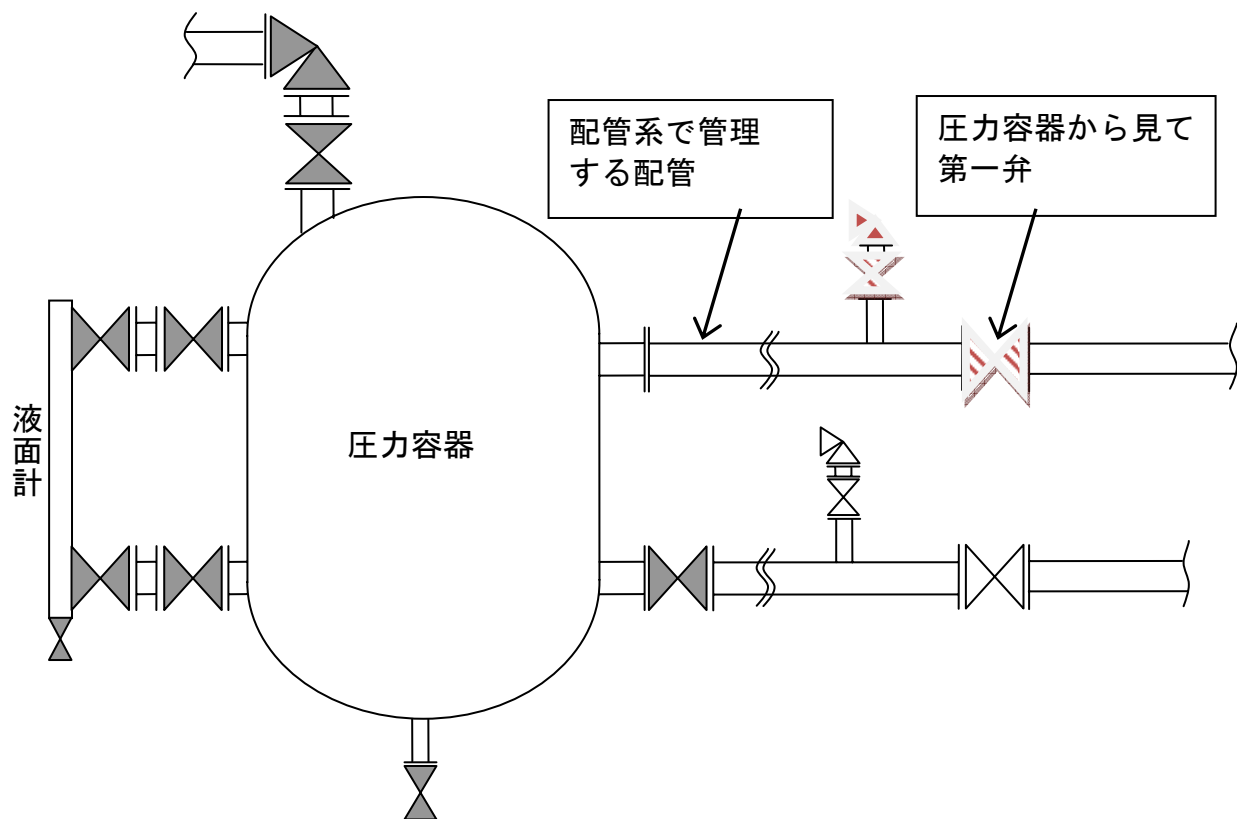
整理番号	受付番号	提出されたご意見（理由）の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
8	C-19	4. 3 解説 * 1 「・・・余裕のある肉厚、安全率となっていて・・・」とあるが、 「余裕のある肉厚、安全率となっていて」とは、どういうことか示されたい。 ①余裕のある肉厚とは、「最小計算肉厚以上であれば余裕があるということ」なのか、具体的に最小計算肉厚の2倍の肉厚があれば、余裕のある肉厚なのか不明である。 ②余裕のある安全率とは、具体的に「何に対する何倍のことを示すのか」、安全率とは設計裕度（安全係数）のことを示すのか 「許容引張応力＝引張強さ／4」なので、4倍の安全係数ということである。この安全係数を指しているのか	「余裕」とは、機器の製作上耐圧性能以外の要因（ノズル部に発生する外力による影響、使用条件・環境等）も考慮した上で、製造者が種々の知見・経験等から導き出したもので、一律に示すことはできません。 供用後の機器の耐圧試験は危険を伴うものであるため、機器製造者であり、適切な試験を行う事ができると認定された大臣認定試験者が分解・点検時に得た見解を判断基準とされたい。 また、保安検査実施者が分解・点検の結果から判断して行う耐圧試験については、安全対策を考慮した上で実施すべきと考えます。 この改正は保安検査において、従来から制度上認められてきた動機器、弁類等を現場の装置から取り外して、大臣認定試験者の事業所で耐圧試験を行うことがあるものについて、保安検査の選択肢の一つとして認める事を主とした規定です。	本人回答 HP公表

保安検査基準等改正案に寄せられた意見等に対する対応（修正案）

（注：ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その主旨、概要を取りまとめて示しています。）

整理 番号	受 付 番 号	提出されたご意見（理由）の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備 考
11	C-8	4. 3 （2）非破壊検査 （2－1）肉厚測定 ① イ. 「過去の実績・・・・・・・・と評価できる弁類（配管系から除外される圧力容器に直結されたもの（<u>圧力容器の直近に設けられた弁をいう。</u>））・・・・」 とあるが、「圧力容器に直結された弁とは、圧力容器からみて第一弁と解釈するのか？配管途中にある第一弁はどのように解釈するのか？」判断に迷うようなパターンを事例集のような形で示してほしい。	今回の改正によって、圧力容器の直近に設けられた弁類も当該弁類の分解・点検のための開放時に内部の状況を確認すればよいことになりました。 圧力容器の直近に設けられた弁類の区分としては、次の通りです。 ① 圧力容器に直結された弁類 ② 安全弁・計器類の元弁 ③ ドレン弁等、弁類の先に配管が設置されていない弁類 ④ 配管が設置された弁類でも腐食、劣化損傷等の評価が圧力容器にて判断できる弁類 なお、腐食、劣化損傷等の評価が配管系から判断できる弁類は、配管系に属する弁類に区分されます。したがって、特に明示せず原案通りとします。 <u>したがって、配管途中にある第一弁については、腐食、劣化損傷等の評価が圧力容器にて判断できるのか、配管系から判断できるかによって、圧力容器の直近に設けられた弁か、配管系に含まれる弁か異なります。</u> <u>（別図参照）</u>	本人回答 HP公表

4. 3 (2) (2-1) ①イ「圧力容器の直近に設けられた弁」



: 配管系から除外される弁類と考えられる弁



: 配管系に含まれる弁類と考えられる弁



: 腐食、劣化等の評価が圧力容器にて判断できるか、配管系から判断できるかにより異なる弁（区分の④ケース）

保安検査基準等改正案に寄せられた意見等に対する対応案

(注：ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その主旨、概要を取りまとめて示しています。)

整理 番号	受 付 番 号	提出されたご意見（理由）の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備 考
12	C-9	4. 3 (2) 非破壊検査 (2-1) 肉厚測定 ① イ. 「過去の実績・・・・・・・・と評価できる弁類（配管系から除外される圧力容器に直結されたもの（<u>圧力容器の直近に設けられた弁をいう。</u>））」とあり、機器付き弁の定義が「圧力容器に直近に設けられた弁」とされたが、これは「機器から見て直近の第一弁」と解してよいのか。また、「機器直結ではなく、配管を介して設置された直近の第一弁、機器から見て直近の第一弁ではないが、機器安全弁やドレン弁、液面計や計装機器に付属する弁のような配管系に接続されていない弁」を機器付き弁と解してよいのか。	今回の改正によって、圧力容器の直近に設けられた弁類も当該弁類の分解・点検のための開放時に内部の状況を確認すればよいことになりました。 圧力容器の直近に設けられた弁類の区分としては、<u>単純に「機器から見て直近の第一弁」ということではなく、次のとおりです。</u> ① 圧力容器に直結された弁類 ② 安全弁・計器類の元弁 ③ ドレン弁等、弁類の先に配管が設置されていない弁類 ④ 配管が設置された弁類でも腐食、劣化損傷等の評価が圧力容器にて判断できる弁類 なお、腐食、劣化損傷等の評価が配管系から判断できる弁類は、配管系に属する弁類に区分されます。したがって、特に明示せず原案通りとします。	本人回答 HP公表